

南砺市役所広告募集要項

令和8年7月 南砺市

1 概要

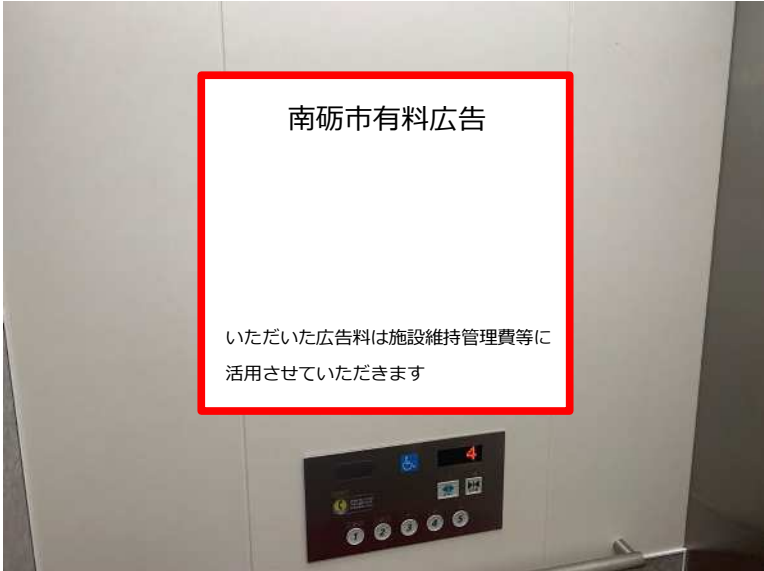
本事業は、市の資産を広告媒体として有効活用し、庁舎内のエレベーターや階段等に広告を設置することで市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。市は、庁舎内広告を設置する契約を締結した広告主に設置を許可し、その対価として広告掲載料を徴収します。

2 募集提案の対象

募集対象は、南砺市役所内において安全に設置可能な範囲であり、市が広告効果を期待できると判断した場所とします。

※避難経路、車椅子、消防設備（消火器、火災報知器等）等の妨げになる場所、案内表示を隠す場所など、施設運用上支障になると市が判断する箇所は対象外とします。

※在籍職員数は約300名です。

対象施設 (南砺市役所)	対象箇所の写真（イメージ）
エレベーター内 (B2・1 枠)	 エレベーター内部

	 エレベーター（入口側）
南砺市役所 階段踊り場	 南砺市有料広告 いただいた広告料は施設維持管理費等に 活用させていただきます 階段踊り場

3 広告掲載料

申請の際に広告掲載料を提案ください。年額広告掲載料は、以下の「表1 施設毎庁舎内広告等年額広告掲載料一覧」の最低価格を参考に提案ください。一覧に掲載のない箇所への掲載提案も受け付けます。

表1 施設毎庁舎内広告等年額広告掲載料一覧

対象施設	広告枠の種類	年額広告掲載料最低価格（税込・円）
南砺市役所	エレベーター内 (B2・1 枠)	60,000
南砺市役所	階段踊り場 (1 フロア分)	60,000

4 屋内広告物設置に関する注意事項（安全対策等）

広告物の設置にあたっては、以下の事項を厳守してください。

①関係法令の遵守

南砺市役所市庁舎掲示物に関する取扱要領（令和2年9月1日告示）、南砺市広告掲載要綱（平成19年3月20日告示）、建築基準法及び消防法を遵守すること。

②安全性の確保

剥がれや落下の危険がないよう、安全に配慮すること。また、点字ブロックや手すり等を覆わないこと。

③原状回復の容易性

撤去時に壁面や床材を著しく損傷しない接着剤等を使用すること。

5 費用負担

表2 広告主の費用負担

区分	広告主の費用負担
庁舎内広告の作成・設置・標示	○
契約期間終了後の撤去及び原状回復	○

6 募集期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで随時募集（先着順審査）

7 契約期間

1か月から最長1年までの範囲とし、協議の上、更新は可能です。

8 導入までの流れ

- (1) 申請書類提出
- (2) 書類審査
- (3) 南砺市広告審査委員会による審査（優先交渉権者の選定）
- (4) 優先交渉権者との協議
- (5) 契約締結
- (6) 庁舎内広告の表示変更等の導入準備（管財担当、消防担当への設置手法確認）
- (7) 市議会への報告
- (8) 市民への周知
- (9) 広告設置作業の実施（業務時間内に実施するものとし、事前に財政課に申し出ること）

9 選定方法

(1) 資格審査・書類審査

提出された申請書類に基づき、応募資格や提案広告条件に適合しているか、行革推進室にて事前審査します。

(2) 南砺市広告審査委員会による審査

事前審査を通過した提案について、「南砺市広告審査委員会」において、広告の内容、デザイン、庁舎内環境との調和、提案金額等を総合的に審査し、適当と認められるものを優先交渉権者として選定します。

(3) 競合時の取扱い

随時募集（先着順）を原則としますが、同一日（受付時間内）に同一の広告枠に対して複数の応募があった場合は、以下の順序で優先交渉権者を決定します。

- ① 広告掲載料の提案金額が最も高い者
- ② 提案金額が同額の場合は、審査委員会における内容評価（地域性、デザイン性等）が高い者
- ③ 上記で決定できない場合は、市が実施する抽選により決定した者

1 0 審査基準

南砺市広告審査委員会では、以下の項目を中心に総合的な審査を行います。

- (1) 広告の内容及びデザイン
： 庁舎内の雰囲気や景観と調和しているか。来庁者に不快感を与えないか。
案内表示等と誤認するおそれがないか。
- (2) 安全性及び施工方法
： 建築基準法や消防法を満たしているか。設置・撤去により施設を損傷する
おそれがないか。
- (3) 広告掲載料
： 提案された広告掲載料が、最低価格や市場価格と比較して適正かつ本市の
財源確保に寄与するものであるか。
- (4) 地域貢献度
： 南砺市内での事業展開や地域活動等、地域経済の活性化に貢献している
か。

1 1 応募資格

次のいずれにも該当しない法人又は個人事業主とします。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 南砺市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 南砺市建設工事等指名停止要領に基づく指名停止措置を受けている者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当する者
- (6) その他、公共施設における広告主として不適当と市長が認める者

1 2 提案広告条件

次に掲げるものは、申請を認めません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 広告内容を市が推奨していると誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの

- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告として不適當であると市長が認めるもの
- (11) 意匠・色彩が庁舎内の景観や雰囲気著しく損なうもの、又は案内標識等と誤認・混同を招くおそれのあるもの

1.3 提案手続

提案にあたっては、以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 庁舎内広告等申請書（様式第1号）
- イ 会社概要等がわかるもの（パンフレット、登記事項証明書等）
- ウ 広告の意匠・デザイン案（カラー印刷したもの）
- エ 設置箇所及び施工方法がわかる資料（使用素材の防災証明書等を含む）
- オ 市町村税、消費税及び地方消費税の完納証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

(2) 提出方法

持参、メール又は郵送（書留郵便に限る）

(3) 提出先

南砺市 総務部 行革推進室

1.4 その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。大規模修繕等の発生による対象施設の休止等が発生した場合には、市は広告主に対し1ヶ月前までに通知することにより、本契約（許可）を解除することができるものとします。この場合、既納の広告料の還付等については、未経過期間に応じて日割り計算により精算するものとします。

事務局（問合せ先）

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地

南砺市 総務部 行革推進室（南砺市役所3階）

TEL：0763-23-2003 mail：gyoukaku@city.nanto.lg.jp

南砺市庁舎内広告等掲載契約書（案）

南砺市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、南砺市庁舎内における広告（以下「庁舎内広告等」という。）の掲載について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、その管理する市有施設（以下「対象施設」という。）内の一部を、庁舎内広告等の掲出場所として乙に使用させることを承諾し、乙はこれに対し広告掲載料を支払うものとする。

2 庁舎内広告等の規格、掲出場所等は次のとおりとする。

（1）対象施設：南砺市役所（南砺市荒木 1550 番地）

（2）掲出箇所：〇〇〇〇（別途図面等で指定する箇所）

（3）広告の種類：〇〇〇〇（例：エレベーター内ポスター、階段ステッカー等）

（4）掲出枠数：〇枠

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（広告掲載料及び納付方法）

第3条 広告掲載料は、年額〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇円）とする。

2 乙は、前項に定める広告掲載料を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

（広告の作成・設置・維持管理等）

第4条 庁舎内広告等の作成、設置、維持管理及び撤去に係る一切の費用は、乙の負担とする。

2 乙は、庁舎内広告等の設置にあたり、建築基準法、消防法その他の関係法令を遵守し、防災・不燃性能を有する素材を使用するなど、十分な安全対策を講じなければならない。

3 乙は、庁舎内広告等の設置又は維持管理を行うときは、事前に甲の承認を得るとともに、甲の指示に従わなければならない。

4 庁舎内広告等の汚損、破損、落下等が生じた場合は、乙の責任と負担において速やかに補修等を行わなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第5条 乙は、本契約から生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（契約の解除等）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続を要せず、直ちに本契約を解除し、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務に違反したとき。
- (2) 乙が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (3) 庁舎内広告等の内容が、南砺市庁舎内広告募集要項に規定する基準に反することが判明したとき。
- (4) 乙が、南砺市庁舎内広告募集要項の応募資格に規定する要件を満たさないことが判明したとき、又は満たさなくなったとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したことにより乙に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(公共施設再編等に伴う契約の解除等)

第7条 甲は、第2次南砺市公共施設再編計画に基づき対象施設の廃止、譲渡、解体等が決定した場合、又は大規模修繕等の発生により対象施設の供用を停止する必要がある場合は、1箇月前までに乙に通知することにより、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したことにより乙に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。ただし、既に納付された広告掲載料のうち、未経過期間分については日割り計算により乙に還付するものとする。

(契約の更新)

第8条 乙は、本契約の更新を希望するときは、契約期間が満了する1箇月前までに、その旨を甲に書面で申し出なければならない。

2 甲は、前項の申出があったときは、その適否を審査し、本契約の更新を認めることができる。

(原状回復の義務)

第9条 乙は、契約期間が満了したとき、又は第6条若しくは第7条の規定により契約が解除されたときは、直ちに自己の負担において庁舎内広告等を撤去し、掲出場所を原状に回復して甲の検査を受けなければならない。

2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲が乙に代わってこれを行い、その費用を契約保証金から控除し、なお不足がある場合は乙に請求できるものとする。

(損害賠償及び免責)

第10条 乙は、庁舎内広告等の設置、維持管理、落下等により、甲又は第三者に損害を与えたときは、自らの責任と費用においてその損害を賠償し、事態を解決しなければならない。

2 庁舎内広告等が、天災地変その他の不可抗力により汚損、破損又は滅失した場合においても、甲はその責めを負わず、乙からの広告掲載料の減免等の請求には応じないものとする。

(疑義の決定等)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

富山県南砺市荒木 1550 番地

南砺市長 田中 幹夫

印

(乙)

(所在地)

(商号又は名称、代表者職氏名)

印